

- 岩手県では、将来、本県の地域医療を担う医師を養成するため、岩手医科大学医学部の地域枠入試と連動した奨学金を貸与しています。
- 今般、令和5年度岩手医科大学医学部の学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）又は同地域枠B（東北出身者枠）の出願を予定している方を対象に、出願前に貸与候補生の選考・決定を行います。
- 令和5年度岩手医科大学医学部の学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）又は同地域枠B（東北出身者枠）に出願するためには、対応する奨学金の貸与候補生の決定を受けていることが資格要件となっています。

岩手県のホームページから募集要項及び申し込み様式をダウンロードできます。
《掲載箇所》

岩手県トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>)

>くらし・環境 > 医療 > 医療制度・政策 > 医師確保対策

>令和5年度岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）及び同地域枠B（東北出身者枠）いわて医学奨学金貸与候補生募集要項の募集について

令和4年8月
岩手県・岩手県医療局

1 募集内容

(1) 申込者が満たすべき要件

岩手県医師修学資金貸与候補生及び医療局医師奨学資金貸与候補生の要件は以下のとおりです。

なお、岩手県医師修学資金貸与候補生及び医療局医師奨学資金貸与候補生の申し込みを併願する場合は、両方の要件全てを満たしていなければなりません。

奨学金貸与候補生の種別	岩手県医師修学資金	医療局医師奨学資金
対応する入学試験制度	学校推薦型選抜地域枠A (岩手県出身者枠) 定員 15 名※ 1	学校推薦型選抜地域枠B (東北出身者枠) 定員 8 名※ 1
入試出願資格の概要	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県医師修学資金の貸与候補生の決定を受けている者 岩手県出身者であり既卒1年目までの者※2 調査票の全体の学習成績の状況4.3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 医療局医師奨学金の貸与候補生の決定を受けている者 東北出身者であり既卒1年目までの者※3 調査票の全体の学習成績の状況4.0以上
申し込み者が満たすべき要件(1、2いずれの要件も満たすこと)	<p>1 学校推薦型選抜地域枠A(岩手県出身者枠)の出願を予定し、岩手県医師修学資金※4の借受けを希望していること。</p> <p>2 上記1の入学試験に合格し、大学に入学した後、県から修学資金の貸付けを受け、医師免許取得後、キャリア形成プログラム※6にしたがって県内で臨床研修を実施し、岩手県内の公的病院等において、医師として勤務する意思を有していること。</p>	<p>1 学校推薦型選抜地域枠B(東北出身者枠)の出願を予定し、医療局医師奨学資金※5の借受けを希望していること。</p> <p>2 上記1の入学試験に合格し、大学に入学した後、医療局から奨学資金の貸付けを受け、医師免許取得後、キャリア形成プログラム※6にしたがって県内で臨床研修を実施し、岩手県立病院等において、医師として勤務する意思を有していること。</p>
併願の申込	岩手県出身者であり既卒1年目までの者※2で、かつ調査票の全体の学習成績の状況が4.3以上である方は、学校推薦型選抜地域枠A及び同地域枠Bの併願が可能です。	

※1 学校推薦型選抜地域枠A及び同地域枠Bの出願資格の詳細は岩手医科大学ホームページを御確認ください。

【岩手医科大学ホームページ】<http://www.imu-admission.jp/guidelines/gl-chiikigai/>

※2 「岩手県出身者であり既卒1年目までの者」とは、次の①又は②に該当する者をいう。

① 岩手県内の高等学校、中等教育学校を令和4年3月に卒業した者、又は令和5年3月卒業見込みの者

② 岩手県外の高等学校、中等教育学校(文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設を含む。)を令和4年3月に卒業した者、又は令和5年3月卒業見込みの者で、本人又は保護者等が3年前(令和元年12月1日以前)から岩手県内に在住している者

※3 「東北出身者であり既卒1年目までの者」とは、岩手県出身者であり既卒1年目までの者(※2)又は青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県の高高等学校を令和4年3月に卒業した者、若しくは令和5年3月に卒業見込みの者のことをいう。

※4 岩手県医師修学資金制度の概要については、P7を参照してください。

※5 医療局医師奨学資金制度の概要については、P8を参照してください。

※6 キャリア形成プログラムについては、岩手県のホームページを参照してください。

(2) 貸与候補生の決定（両奨学金共通※以下「共通」）

応募者が多数の場合は、**岩手県医師修学資金貸与候補生又は医療局医師奨学資金貸与候補生数を制限する場合があります**、その場合は、**父母の収入・所得の状況等を考慮し、貸与候補生を決定します**。

《参考 併願する場合の貸与候補生の決定パターン》

以下の①から③のいずれかの決定がなされます。

岩手県医師修学資金貸与候補生及び医療局医師奨学資金貸与候補生を併願する場合	①両方の貸与候補生とする。
	②医療局医師奨学資金貸与候補生とする。
	③両方の貸与候補生としない。

なお、**奨学金の貸付け**を受けられるのは、貸与候補生のうち岩手医科大学医学部が実施する**学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）又は同地域枠B（東北出身者枠）に合格した方のみであり、入学できなかった方**については、その時点をもって本年度の**貸与候補生の資格を喪失するもの**とします。

(3) 募集期間（共通）

令和4年9月5日（月）～9月16日（金）必着

(4) 申込方法（共通）

貸与候補生の申し込みを行う方は、次の書類を**郵送により送付**してください。
なお、申込書類は、返却しません。

	書類等名称	備 考
1	<p>貸与候補生応募申込書（様式1） （顔写真を貼ったもの。写真の寸法はおおむね4.0cm×3.0cm） ※併願の場合、応募申込書は1枚となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「宛名」 岩手県医師修学資金の貸与候補生に申し込む場合は、岩手県知事にチェック☑すること。 医療局医師奨学資金の貸与候補生に申し込む場合は、岩手県医療局長にチェック☑すること。 併願する場合は、岩手県知事及び岩手県医療局長の両方にチェック☑すること。 ・「応募申込書の種別」 申し込む貸与候補生にチェック☑すること。 併願する場合は、両方ともチェック☑すること。 ・「貸付を希望する奨学金」 貸与を希望する奨学金をチェック☑すること 併願する場合は両方ともチェック☑すること ・「生年月日」 和暦で記載すること。 ・「貸付希望期間」 「令和5年度分から令和10年度分まで」と記載すること。 ・「高校等卒業後の学歴等」 既卒者については、高校等を卒業してから現在までの学歴等を漏れなく記載すること。 ・「年間収入額（父母又は家計支持者のみ）」 市町村が発行した最新の所得証明書の「給与収入」の金額を「〇〇円」と記載すること。（「給与所得」の金額ではないこと。） なお、給与以外の所得（不動産所得、営業等所得、雑所得など）がある方は、2段に分けて合計の所得金額を記載すること。（給与収入のない方は給与以外の所得のみ記載すること。） 「① 給与収入 〇〇円」 「② 給与以外の所得の合計金額 △△円」
2	<p>両親等の年間の所得を証明することができる書類 ※併願の場合、所得証明書は1通のみ（家計支持者が父母二人の場合は父母2名分 計2通）必要となります。</p>	<p>申込者と同一生計の家計支持者※の、市町村が発行する最新の所得証明書（令和3年分）を提出すること。源泉徴収票は不可。 ※ 家計支持者とは以下のことをいう。 ・父母2人の場合は2人とも（収入がない場合も提出すること。） ・父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母 ・父母がいない場合は、代わって家計を支えている人</p>
3	<p>推薦書（様式2）※厳封 ※併願の場合、推薦書は1通のみ必要となります。</p>	<p>所定の様式により、出身高等学校等の学校長（教育施設の長）が作成し、厳封されたもの。（所定の様式は、県ホームページからダウンロードすること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宛名」 岩手県医師修学資金の貸与候補生に申し込む場合は、岩手県知事にチェック☑すること。 医療局医師奨学資金の貸与候補生に申し込む場合は、岩手県医療局長にチェック☑すること。 併願する場合は、岩手県知事及び岩手県医療局長の両方にチェック☑すること。

(5) 選考方法（共通）

申込書類の審査により貸与候補生を決定し、その結果を令和4年10月7日（金）までに文書でお知らせします。

(6) 留意事項（共通）

ア 岩手医科大学医学部の**学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）**又は**同地域枠B（東北出身者枠）**の出願に当たっては、**岩手県及び岩手県医療局が送付する「貸与候補生決定通知書」が必要**となります。

イ 応募申込書の提出に当たっては、あらかじめ**出身高校等の学校長**から、**当該入学試験の出願予定者であることの証明**を受けてください。

なお、各校当たりの貸与候補生の応募者数や推薦人員を制限するものではありません。

ウ **出身高校等の学校長の「推薦書」（様式2）の提出**が必要となります。

エ この募集は、貸与候補生の選考及び決定に係るものであり、令和5年4月に**岩手医科大学医学部への入学が確認された後、貸付審査の上、貸付け**を実施します。

※ 3月頃に貸付手続等説明会を開催する予定ですので、出席するようお願いします。
詳細については別途ご案内します。

オ **奨学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人2名が必要**となります。

保証人は、父母がいる場合は、**保証人のうち1名は父又は母**とします。**保証人のうち1名は、岩手県内に居住する者**とします。

なお、岩手県内居住者の保証人が確保できない場合であっても、貸付けの申し込みを行うことができます。

保証人については、貸付決定後、保証人連署の誓約書を提出していただきます。

(7) 申込書類の送付先・問い合わせ先

ア **岩手県医師修学資金貸与候補生（イとの併願含む）の申請書類送付先・お問い合わせ**
〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県保健福祉部医療政策室（医務担当）

電 話：019-629-5427

F A X：019-626-0837

メール：AD0002@pref.iwate.jp

イ **医療局医師奨学資金貸与候補生（単願のみ）の申請書類送付先・お問い合わせ**
〒020-0023

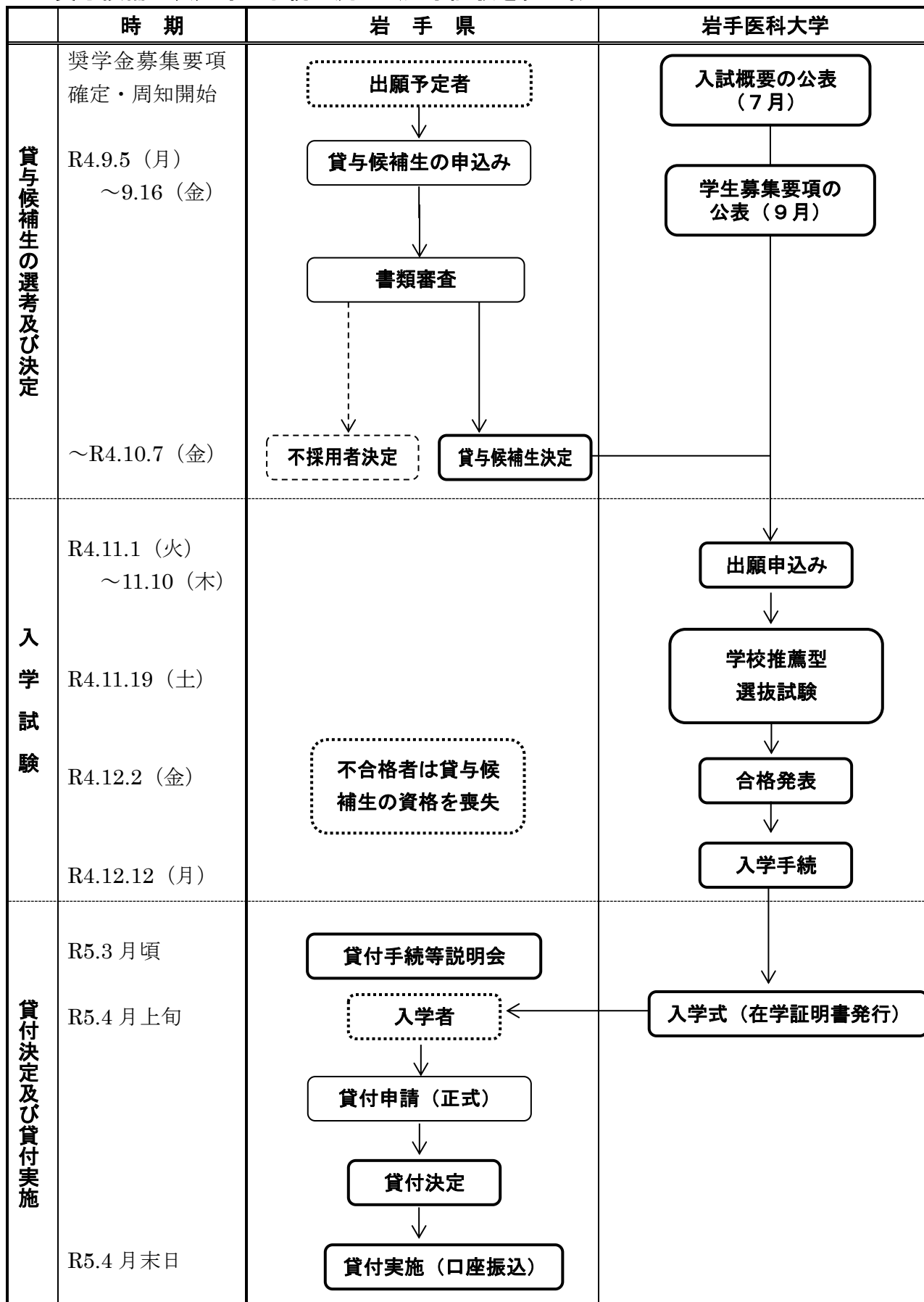
岩手県盛岡市内丸11-1 岩手県医療局医師支援推進室

電 話：019-629-6352

F A X：019-629-6354

メール：EA0006@pref.iwate.jp

2 貸与候補生決定等の手続の流れ（入学試験を含む。）



3 岩手県医師修学資金制度の概要

項目	説明内容	備考
名称	岩手県医師修学資金	
目的	将来、岩手県内の公的病院等に医師として従事しようとする医学部生に対して、県が修学資金を貸付けする制度です。	
貸付け対象	岩手医科大学医学部の学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）により入学した岩手医科大学の医学部生で、医師免許取得後、県内の公的病院等に医師として従事する意思を有している方	
修学資金の額 (貸付金額)	岩手医科大学の学費相当額から旧国立大学の学費相当額を差し引いた額になります。 6年間で 3,050 万円	【下記を参照】
返還免除要件	キャリア形成プログラム（医師不足地域の医師確保や当該地域に派遣される医師の能力開発向上を図ることを目的とした計画）※1に従って、17年以内※2に県内研修病院での臨床研修（2年間）を含む11年間、県内の公的病院等に勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。 ※1 キャリア形成プログラムについては、県ホームページを御確認ください。 ※2 自身の医師としてのキャリア形成を図ることを目的とした、研修等に充てるための猶予期間（6年以内）を設けることができます。	
返還する場合	上記の期間、公的病院等に勤務しなかった場合、貸付けを受けた修学資金に9%の利息相当額を加算した額を返還しなければなりません。	
貸付時期	毎年度、4月末日までに貸付け（指定いただいた金融機関口座に振込み）します。	
その他	この修学資金の貸付けを受けた方については、大学の学則の規定により納入しなければならない学納金、学友会費、同窓会費及び父兄会費等所定の経費以外の金銭（寄付金を含む。）の負担はありません。	

【修学資金の額】

区分	大学への学納金	貸与される修学資金の額	実質負担額
初年度	9,000,000 円	8,500,000 円 (入学金等 4,100,000 円を含む。)	500,000 円
次年度以降、毎年度	5,000,000 円	4,400,000 円	600,000 円
6年間 合計	34,000,000 円	30,500,000 円	3,500,000 円

なお、この他に諸会費等の負担（40万円程度）があります。

4 医療局医師奨学資金制度の概要

項目	説明内容
名称	医療局医師奨学資金
目的	将来、岩手県立病院等に医師として従事しようとする医学部生に対して、県（医療局）が奨学資金を貸付けする制度です。
貸付け対象	岩手医科大学医学部の学校推薦型選抜地域枠B（東北出身者枠）により入学した岩手医科大学の医学部生で、医師免許取得後、岩手県立病院等に医師として従事する意思を有している方。
奨学資金の額 （貸付金額）	月額 30 万円
貸付期間	原則として大学を卒業する月まで
返還免除要件	<p>キャリア形成プログラム（医師不足地域の医師確保や当該地域に派遣される医師の能力開発向上を図ることを目的とした計画）※1に従って、原則、15年以内※2に県内研修病院での臨床研修（2年間）を含む9年間※3、岩手県立病院等に勤務した場合、奨学資金の返還が免除されます。</p> <p>※1 キャリア形成プログラムについては、県ホームページを御確認ください。</p> <p>※2 自身の医師としてのキャリア形成を図ることを目的とした、研修等に充てるための猶予期間（6年以内）を設けることができます。</p> <p>※3 貸付期間が6年間を超える場合は、貸付期間の1.5倍に相当する期間、岩手県立病院等に勤務した場合、奨学資金の返還が免除されます。</p>
返還する場合	上記の期間、岩手県立病院等に勤務しなかった場合、貸付けを受けた奨学資金に年9%の利息相当額を加算した額を返還しなければなりません。
貸付時期	<p>毎月15日までに貸付け（指定いただいた金融機関口座に振込み）します。</p> <p>※ ただし、4月分については5月分と併せて貸付けします。</p>